

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員管理職手当規程

平成 26 年 4 月 1 日規程第 306 号

平成 30 年 3 月 9 日改正

平成 30 年 11 月 9 日改正

令和 2 年 2 月 14 日改正

令和 5 年 3 月 24 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 15 条の規定に基づき、管理職手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の範囲及び額)

第 2 条 手当を支給する職員（以下「職員」という。）の範囲は、別表に掲げるとおりとする。

2 手当の月額は、別表の職員の範囲の区分に応じ、それぞれ対応する同表の手当額とする。

3 理事長を兼務する職員のうち、別表に対応する区分が無い場合は病院長を適用とする。

(支給の始期及び終期)

第 3 条 手当支給の始期及び終期は、給料支給の例による。ただし、昇任、降任等により手当の額に異動を生じた場合は、日割によって支給する。

(支給額の調整)

第 4 条 職員が 2 以上の職を兼ねるときの手当の額は、それらの職に支給される手当のうち最高の額を支給する。

(支給制限)

第 5 条 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、手当は支給しない。

(委任)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(55 歳を超える職員の特例)
- 2 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程別表第 3 医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。以下この項において同じ。）に対する手当の支給に当たっては、当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に職員となった場合にあっては、職員となった日）以後、当該職員の手当の月額から、その額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を減ずる。

附 則（平成30年 3 月 9 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 9 日）

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 14 日改正）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 2 条関係）

職員の範囲	手当額
病院長	100,000 円
副院長、特任副院長	93,000 円
診療局長、事務局長、看護局長	83,000 円（役員を兼ねる者のうち、理事長が指定する者は 93,000 円）
次長、室長薬剤部長及びセンター長	69,000 円
主任部長、主任産業医及び総括参事	66,000 円
部長、センター長補佐、副センター長、副看護局長及び参事	60,000 円
副部長	52,000 円
医長、看護師長、主任技師長及び主幹	47,000 円

備考（削除）